

高等教育の修学支援新制度について

2020年4月から国の高等教育の修学支援新制度がスタートします。

本校は、この新制度が利用できる対象校として要件を満たしていることが確認されました。

制度の目的・概要等について、文部科学省のホームページより抜粋しました。

詳細につきましては、文部科学省のホームページ“高等教育の修学支援新制度”をご確認ください。

1. 制度の目的

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的に実施するものです。

(※大学等における修学の支援に関する法律第一条より)

2. 制度の概要

意欲ある子どもたちの進学を支援するため、授業料・入学金の減免と、給付型奨学金を大幅拡充します。

(1) 支援開始時期

2020年4月1日～

(2) 支援対象となる学校種

大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門学校

(3) 支援内容

- ① 授業料等の減免
- ② 給付型奨学金

(4) 支援の対象者(2020年度の在学学生から対象)

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生